

## 大阪市介護保険事業者公募に係る選定会議開催要綱

### (目的)

第1条 市長は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の整備事業者の公募による選定を行うために、有識者等から意見を聴くことを目的として、大阪市介護保険事業者公募に係る選定会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 整備事業者の公募選定方法及び選定基準の設定に関する事。
- (2) 応募内容に対する評価に関する事。
- (3) その他整備事業者の公募選定に関する事。

### (会議の委員)

第3条 会議の委員は、外部委員5名（学識経験者、民間の委員等）により構成する。

2 委員は福祉局長が選任する。

### (会議)

第4条 会議は、非公開とする。

### (座長)

第5条 会議の座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

### (開催期間)

第6条 会議を開催できる期間は、令和9年3月31日までとする。

### (開催方法)

第7条 会議は、本市指定場所又はオンラインで開催する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に掲げる事項の聴取については、委員からの書面等による意見の聴取をもって会議の開催に代えることができる。

3 第1項の場合において、一部の委員から、会議での意見に代わるものとして書面等による意見の表明があった場合、その意見を当該会議の場で聴取したものとみなすことができる。

### (守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を人に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

2 委員は、別途定める「関係業者等との対応について」を遵守するものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、福祉局高齢者施策部高齢施設課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、福祉局長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。